

神栖市森林整備計画

計画期間 自 令和 4年 4月 1日
至 令和14年 3月 31日

茨 城 県
神 栖 市

目 次

I	伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	8
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2	保育の種類別の標準的な方法	9
3	その他必要な事項	9
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	10
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	11
3	その他必要な事項	12
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	13
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	13
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	13
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	13
5	その他必要な事項	13
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	13
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	13
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	13
4	その他必要な事項	13
第7	作業の路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	13
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	13
3	作業路網の整備に関する事項	14
4	その他必要な事項	14
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	14
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	14
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	14

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 -----14
- 2 その他必要な事項 -----14

第2 森林病害虫等の駆除及び予防，火災の予防，その他森林の保護に関する事項

- 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法 -----15
- 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く) -----15
- 3 林野火災の予防の方法 -----15
- 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 -----15
- 5 その他必要な事項 -----15

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域 -----15
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項 -----15
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 -----16
- 4 その他必要な事項 -----16

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項 -----16
- 2 生活環境の整備に関する事項 -----16
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 -----16
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項 -----16
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項 -----16
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 -----17
- 7 その他必要な事項 -----17

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、茨城県の東南部に位置し、総面積14,697haで、民有林面積は502haである。そのうちマツを主体とした人工林面積は358haであり、人工林率は71.3%で県平均より高い値である。

現在、民有林のほとんどが松林であり、海岸沿いの砂防林を除き市内に分散している状況である。今後これらの民有林を病虫害等から守り、緑の保全を維持していくよう努めるものとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

これらを実現していくため、地域の森林の内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、重視する機能に応じた森林の区分を次表の通り位置づけ森林整備を推進し、望ましい森林資源の姿に誘導するよう努めるものとする。

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて、浸透を促進する施設等が整備されている森林。
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が育成するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり、特有の生物が生育・生息している溪畔林。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適せつに整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
水源涵養機能	<p>主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民ニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の校正の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等の推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のために保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸防災林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安会陰の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>

文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する事とする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切に保全することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、経級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進する事を基本として、将来にわたり、育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う事とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者をはじめとする森林・林業・木材産業関係者の合意を図りつつ、森林施業の団地化、林業担い手の育成、高性能林業機械の導入促進、国産材の流通・加工体制の整備等、生産、流通及び加工における条件整備を計画的かつ総合的に推進するものとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者の意向、林業事業体の状況、市場の動向等を的確に把握する体制を整備し、相互の情報提供と活用を図ることにより、森林施業の受委託の一層の推進を図る。特に不在村森林所有者には、相談会の開催等を通じ、施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。また、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。)を森林所有者自らが実行できない場合には、市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある森林経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するため、市への体制整備支援を併せて森林整備等を行う事業者の技術向上等を行うものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業体の体質強化

林業事業体を育成するため、森林施業の受委託等により地域が一体となって事業量の安定的確保に努めるとともに、雇用の安定化、経営の合理化、多角化、事業の協同化、組織・経営基盤の強化を長期的展望のもとに推進することにより、林業事業体の体質強化を図る。

イ 林業従事者の養成・確保

林業従事者の養成及び確保を図るため、雇用の長期化・安定化と社会保険への加入促進等による就労条件の改善、事業体の安全管理体制の強化による労働安全衛生の確保に努める。

また、林業研修等の実施による知識・技術の向上や労働安全衛生の確保に努めるとともに、育林から伐採にわたる幅広い技能の習得を通し、通年就労対策を促進する。

ウ 林業後継者の育成

林家の後継者が林業への関心を持ち続け、林業に就労しうる環境を醸成するとともに、若手林業後継者の活動を支援し、林業後継者を育成するものとする。

エ 林業経営の安定

林業後継者が安定した林業経営を維持できるように、特用林産物生産等の複合経営の導入や生活環境の改善等に努めるものとする。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械を利用した機械作業システムの導入を推進するものとし、機械作業の普及啓発、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用化等、機械作業システムを推進するとともに、機械作業に必要な路網等の施設の整備や施業の団地化を促進するものとする。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

地域の製材所から大手製材会社まで様々なユーザーに原木を安定的な供給ができる広域的な木材供給拠点の整備を推進するものとする。

また、地域材の加工の低コスト化、高付加価値化を図るため、高性能機械の導入による製材工場等の設備の近代化等を推進するものとする。

特に間伐材、スギ等の一般材の生産の増加が見込まれる地域にあつては、小中径木加工工場の整備を促進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹			種	
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他広葉樹
全 域	45年	50年	40年	15年	15年

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めたものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、流木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、気候、地形、土壌等の自然的条件等からみて、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能発揮の必要性から植栽を行う事が適当である森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、ケヤキ、ナラ、カエデ
-----------	--------------------------

(注) 上記以外の樹種を植栽する場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局に相談すること。

(2)人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種		仕 立 方 法	植 栽 本 数 (本/ha)	備 考
ス ギ		中 仕 立	3,000~3,500	
		疎 仕 立	2,000~3,000	
ヒ ノ キ		中 仕 立	3,500~4,000	
		疎 仕 立	2,000~3,000	
マ ツ	(海岸部)	密 仕 立	10,000	
	(海岸部以外)	密 仕 立	5,000~6,000	
クヌギ・ナラ		中 仕 立	3,000~3,500	

(注)上記の範囲を超えて植栽する場合は、林業改良指導員又は市町村の林務担当部局に相談すること。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	<p>地拵えは、「全刈り地拵え」又は「筋刈り地拵え」とする。</p> <p>「全刈り地拵え」の場合、伐採木の枝条や刈り払い物を山腹の適当な場所に集積するか、谷側に巻き落とすことにより、植え付けの際の障害物を全面的に取りのぞくものとする。谷筋への巻き落としは、最も肥沃な沢沿い地を埋めないように留意する。</p> <p>「筋刈り地拵え」は、伐採木の枝条や刈り払い物を斜面に一定間隔に筋状に整理することにより、表土の流出防止を図るもので、平坦地または傾斜地では、作業の効率化のため、等高線上の横筋に配列し、急傾斜地では枝条の移動による損傷を防ぐため縦筋に配列するものとする。</p>
植付けの方法	<p>苗木は、目的、植栽地の条件（気候・地形・地質・土壌等）に適した樹種又は品種を選定し、植え付け前は苗木を風当たりの少ない日陰に仮植し、また、仮植から植え付けまでの苗木の移動においては、根に強い光線や風を当てないようにして乾燥に十分注意するものとする。</p> <p>植え付けは、無風の曇天又は降雨直後に行い、晴天が続いた時は降雨を待って植え付け、また、植え付け後は、苗木の根の周りを落葉やその他地被物で覆い、乾燥を防ぐようにするものとする。</p> <p>また、伐採後速やかに造林を行う一貫施業やコンテナ苗の導入等による低コストな再造林を推進するものとする。</p>
植栽の時期	<p>植栽時期は苗木の成長開始直前の4月上旬から4月下旬の春植えによるものとする。</p> <p>しかし、乾燥の激しい時や、農作業等との競合による植え付け労務の不足などのやむを得ない場合は、秋植えとする。</p> <p>ただし、秋植えは、地上部の成長が休止し、根部の成長が続いている9月下旬から10月上旬に行うものとする。</p>

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、人工造林によるものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、原則として2年以内とする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、原則として5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の育成状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件等からみて、適確な更新が図られる森林において行う。特に、しいたけ原木として利用できる広葉樹についてはぼう芽による更新を行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カヤ、モミ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、シラカシ、オニグルミ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イロハモミジ、イタヤカエデ、クリ、ケヤキ、アカシデ、イヌシデ、スダジイ、タブノキ、ホオノキ、ミズキ等

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新することとする。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。また、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として定めるものとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
全樹種	1 ha当たり10,000本以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害される箇所について行う。更新完了まで必要な回数を行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
受光伐	後継樹の生育の支障となる樹木の伐採や枝払い等を行う。
芽かき	ぼう芽更新による場合、自然条件、前生樹種、発生状況を考慮して行う。

ウ その他天然更新の方法

伐採後の造林を天然更新とした場合には、確実な更新を図るために、適時に更新状況を確認し、早期に更新の完了が見込まれない森林については、天然更新補助作業等の実施を検討するものとする。天然更新が困難な森林については、早急な更新を図るために、植栽によるものとする。

なお、天然更新完了の確認を行うにあたっては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から換算して5年以内に更新するものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新すべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

霞ヶ浦地域森林計画の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には同通知の（解説編）の3の3-2の4における設定例（現況が針葉樹人工林であり、母樹となりえる高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林）を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとし、後継樹の密度が3,000本/ha以上となるよう更新する。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

別表1のとおり

地域森林計画で定める、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の立木の育成の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るとを旨とし、既往の間伐方法等を勘案して、次により定めるものとする。

この場合、必要に応じて、主要な樹種別及び仕立ての方法別に、人工林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考にしつつ定めるものとする。

なお、間伐は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実と認められる範囲内で行うものとする。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の普及に努める。

2 保育の種類別の標準的な方法

別表2のとおり

地域森林計画に定める、保育の標準的な方法に関する指針に基づき、次により定めるものとする。

ア 保育の種類は、原則として下草刈り、つる切及び除伐とし、必要に応じてその他の保育についても定めるものとする。

イ 保育の標準的な方法は、森林の立木の育成の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、既往の育成の方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項について定めるものとする。

この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に定めるものとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし

(2) 森林の有する土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林であると見込まれる森林について、天然地形界等を区画して定めるものとする。

ア 区域の設定

次の①～④の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を表-1により定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、住民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

③ 保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1)のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林について定めるものとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。それぞれの森林の区域については表-2により定める。

① 地形が傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林

② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

③ 景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
該当なし

【表-1】

区 分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源の涵養の機能の維持増進を図るため森林施業を推進すべき森林	該当なし	—	—
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—	—
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1	1 3 1	0. 2
	8	2～7, 21～25, 27～48, 53～58, 62～64	5. 7 1
	19	10, 18, 26, 37, 38, 51, 52, 55, 58, 61, 65, 66, 69, 71～89, 91, 102～104, 107～110, 133, 134, 137, 138, 141, 144, 156, 158, 159, 209, 210, 218～225, 232, 241～260, 265, 266, 335～345, 400, 406, 407, 443～445	39. 45
	20	319～323, 326, 327, 398～428	11. 28
	21	517～521	6. 45
	23	335, 337, 339～349	18. 28
	24	610, 616～630, 632	22. 65
	26	152～161	31. 91
	27	139	1. 92
	31	43, 44, 47, 48, 50	12. 15
	33	30～32, 34～37	23. 75
	34	2～9, 12～21	21. 67
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1	33, 36	1. 48
	9	28	2. 98
	19	30, 67	3. 53
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし		—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林			

【表-2】

施業の方法		森林の区域		面積 (ha)
		林班	小班	
伐期の延長を推進すべき森林		該当なし	—	—
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	—	—
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	9	28	2.98
		27	139	1.92
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	1	33, 36, 131	1.68
		8	2~7, 21~25, 27~48, 53~58, 62~64	5.71
		19	10, 18, 26, 30, 37, 38, 51, 52, 55, 58, 61, 65, 66, 67, 69, 71~89, 91, 102~104, 107~110, 133, 134, 137, 138, 141, 144, 156, 158, 159, 209, 210, 218~225, 232, 241~260, 265, 266, 335~345, 400, 406, 407, 443~445	42.98
		20	319~323, 326, 327, 398~428	11.28
		21	517~521	6.45
		23	335, 337, 339~349	18.28
		24	610, 616~630, 632	22.65
		26	152~161	31.91
		31	43, 44, 47, 48, 50	12.15
		33	30~32, 34~37	23.75
		34	2~9, 12~21	21.67
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	—	—

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者の意向，林業事業体の状況，市場の動向等を的確に把握する体制を整備し，相互の情報提供と活用を図ることにより，森林施業の受委託の一層の推進を図る。特に不在村森林所有者には，相談会の開催等を通じ，施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。また，長期の施業等の委託が円滑に進むよう，施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ，森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成，施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供，助言及びあっせん，地域協議会の開催による合意形成，森林の経営の受託，森林の信託，林地の取得等の方法等，森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 森林経営制度の活用に関する事項

本市の森林資源および林業経営の状況に即した森林経営管理制度の活用に向け，県・近隣市町村および林業組合等の関係団体をの情報共有を積極的に図り，制度運用に必要な体制等の構築，森林環境譲与税による財源の確保等を検討する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化のため，森林所有者間の合意形成を図り，施業実施協定の締結を推進する。

本市における民有林の所有形態は，ほとんどが5ha未満の小規模所有である。一方で，森林所有者の高齢化や労働力不足，さらには林業経営に対する意欲の低下等により，森林所有者個人に計画的な森林施業を全て委ねることは困難な状況となっている。

このため，本市においては，県及び林業事業体等と連携し，小規模森林所有者の森林施業の共同化及び林業事業体等への長期的な施業委託等の推進を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するため，必要性を指導し，施業実行への参画を呼びかけていく。

市が推進役となり，県と連携し，地域説明会や普及啓発活動等を行うことにより，森林所有者の合意形成を図り施業の共同化を促進する。特に，間伐については，施業の集約化に努めるものとする。また，必要に応じて施業実施協定制度を活用することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 作業道や土場などの施設の設置，維持管理，利用についてあらかじめ明確にしておくこと。

イ 労務の分担，相互提供，施業委託及び種苗等共同購入などの方法についてあらかじめ明確にしておくこと。

ウ 森林施業の共同化の実効性を担保するための措置を明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

- ア 基幹路網の作設にかかる留意点
該当なし
- イ 基幹路網の整備計画
該当なし
- ウ 基幹路網の維持管理に関する事項
該当なし

(2) 細部路網に関する事項

- ア 細部路網の作設に係る留意点
該当なし
- イ 細部路網の維持管理に関する事項
該当なし

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林資源の成熟に伴い、間伐や道づくりを効率的に行える人材を育成し、段階的かつ体系的研修により林業就業者のキャリア形成を支援する。また、林業に従事する者の養成及び確保を図るため、雇用の長期化・安定化と社会保険への加入促進等による就労条件の改善、事業者の安全管理体制の強化による労働安全衛生の確保に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画
該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

- (1) 区域の指定
該当なし
- (2) 鳥獣害の防止の方法
該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫被害対策については、茨城県松くい虫被害対策事業推進指針に沿って、空中散布、地上散布、伐倒駆除等及び樹種転換等を総合的に実施し、早期終息に努め、森林の有する公益的機能の高度発揮を確保するものとする。

気象災害については、凍害等の発生を回避するための指導に努めるものとする。

風害・干害、病虫害等から森林を守るため、県及び県試験研究機関の指導・協力を得ながらその防除に努めることとする。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

ウサギ、ノネズミによる幼齢木の被害については、森林保全巡視員等による巡回を徹底し、早期発見及び早期防除に努める。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、海岸林内の山火事等による森林被害を防止するため、林内歩道の整備を図りつつ、山火事警防等を適時適切に実施する。また、地域への入込み者に対して森林保護の啓蒙に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のため、火入れを実施する場合は、神栖市長あてに申請し、許可が必要となる。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
1, 8, 19~21, 23~26, 31, 33, 34林班	現在被害を受けており、枯れていないものを伐採することによる更新が望ましい森林。

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
該当なし	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画に定めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病害虫の駆除又は予防および火災の予防、その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

都市住民を中心としたU J I ターン者等の定住を促進するため、山村地域の生活環境の整備等森林施業の合理化を図ることとする。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)		将 来		対 図 番 号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
童子女の松原公園	波崎地区	遊歩道 林間広場 東屋1棟			1

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

近年、森林や緑に対する住民の関心は高まりをみせつつあり、森林環境教育・健康づくりの場として、幅広い森林利用を推進するとともに、地域活動による森林の保全整備や緑の募金への協力などの取り組みを推進していく。

緑の募金活動等の緑化運動の展開により普及啓発を図るとともに、体験研修や森林ボランティア活動についての受け入れに関する情報の提供等を通じて住民参加の森林づくりを推進していく。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
該当なし

7 その他必要な事項
該当なし

別表1

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)				標準的な方法	備考
		初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	一般中径材生産	15～25	20～35	25～40	—	平均樹高約11m, 平均胸高直 径約13cmで初回間伐を実施し, 本数間伐率約20～25%程度で3 回実施する。1ha当たり4,000 本植栽の場合, 主伐時本数は約 1,200～1,500本程度となる。 中庸の密度管理を行う。	標準伐期 齢を越える 森林は15年 に1回, 標準 伐期齢以下 の森林は10 年に1回の間 伐を実施す る。
	一般大径材生産	15～25	20～30	30～40	40～55	平均樹高約11m, 平均胸高直 径約13cmで初回間伐を実施し, 成長初期は肥大成長をおさえる よう弱度の間伐(本数間伐率20 ～25%)で密度を保ち, 第2回 目以降やや強い間伐(30～35% 程度)で林木を疎立させる。 1ha当たり4,000本植栽の場 合, 主伐時本数は約600～700本 程度となる。	
	良質材生産	15～30	20～35	—	—	10.5cm角以上で長さ3m以上 の無節心持柱材を生産目標と し, 樹幹が通直完満で断面が正 円に近い木を対象とし, 平均樹 高約11m, 平均胸高直径約13cm で初回間伐を実施し, 中庸より 高い密度(本数間伐率25～30 %)を保つように間伐を実施す る。 1ha当たり4,000本植栽の場 合, 主伐時本数は約2,000本程 度となる。	
ヒノキ	一般材生産	20～30	25～40	35～50	—	平均樹高約11m, 平均胸高直 径約15cmで, 初回間伐を実施 し, やや高い密 度(本数間伐率30～35%)を保 てるように3回間伐を実施す る。 1ha当たり4,000本植栽の場 合, 主伐時本数は約700～800本 程度となる。	標準伐期 齢を越える 森林は15年 に1回, 標準 伐期齢以下 の森林は10 年に1回の間 伐を実施す る。

別表2

保育の種類		下刈り		つる切り		除 伐		枝 打 ち	
樹 種		ス ギ	ヒノキ	ス ギ	ヒノキ	ス ギ	ヒノキ	ス ギ	ヒノキ
実 施 林 齢 ・ 回 数	1	1	1						
	2	1	1						
	3	1	1						
	4	1	1						
	5	1	1						
	6	1	1					1	
	7	1	1						1
	8			1	1				
	9					1	1	1	
	10								1
	11								
	12			1	1			1	
	13					1	1		1
	14								
	15							1	
	16								1
	17								
	18							1	
	19								1
	20								
	21								
	22								
		雑草木類の繁茂状況に応じて適期に造林後、毎年1回以上行うものとする。下刈りの終期は、おおむね7年生とし、林木の生育状況・雑草木類の繁茂状況に応じて適正に行うものとする。		つる類の繁茂状況に応じて行う。		除伐の対象木は、材木の生育に支障となる広葉樹・かん木類及び形質不良木とする。		経営の目的・樹種の特性・地位及び地利等を考慮するものとする。	

参考資料

(1) 人工及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成22年	94,795	48,773	46,022	14,684	7,573	7,111	15,260	8,271	6,989	22,475	11,869	10,606	26,102	13,728	12,374	15,792	6,922	8,770
	平成27年	94,522	48,705	45,817	13,713	7,054	6,659	14,311	8,029	6,282	21,051	9,901	9,901	25,545	13,445	12,400	19,576	8,770	10,806
	令和2年	95,454	49,407	46,047	12,508	6,427	6,181	14,537	8,151	6,386	19,232	10,498	8,734	26,781	14,156	12,625	22,296	10,175	12,121
構成比 (%)	平成22年	100.0	51.5	48.5	15.5	8.0	7.5	16.1	8.7	7.4	23.7	12.5	11.2	27.5	14.5	13.1	16.7	7.3	9.4
	平成27年	100.0	51.5	48.5	14.5	7.5	7.0	15.1	8.5	6.6	22.3	11.8	10.5	27.0	14.2	12.8	20.7	9.3	11.4
	令和2年	100.0	51.7	48.6	13.1	6.7	6.4	15.2	8.5	6.6	20.1	10.9	9.5	28.0	14.8	13.2	23.3	10.6	12.6

資料：国勢調査

※総計は不詳を含めた数であり，各年齢の合計とは合致しない。

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業		
実数 (人)	平成17年	46,758	2,831	0	547	3,378	17,580	55	24,964
	平成22年	47,404	2,136	3	382	2,521	16,542	385	23,516
	平成27年	46,946	2,130	7	417	2,547	16,965	—	27,434
構成比 (%)	平成17年	100.0	6.05	0	1.17	7.22	37.60	0.12	27.17
	平成22年	100.0	4.51	0	0.81	5.32	34.90	0.81	49.61
	平成27年	100.0	3.96	0	0.60	4.57	33.01	—	50.07

資料：就業者および産業別人口は国勢調査

木材・木製品製造業就業者数は工業統計

令和2年度国勢調査の就業状態等基本集計は令和4年5月公表のため，過去15年の情報を掲載

(2) 土地 利 用

	年 次	総土地 面 積	耕 地 面 積							草地 面 積	林 野 面 積			その他 面 積
			計	田	畑	樹 園 地			計		森 林	原 野		
						果樹園	茶 園	桑 園						
実 数 (ha)	平成22年	14,726	1,543	924	616	3	1	—	—	—	521	513	8	12,654
	平成27年	14,694	1,361	861	497	3	2	—	—	—	509	501	8	12,824
	令和2年	14,697	1,131	657	453	21	21	—	—	—	528	528	—	13,038
構成比 (%)	平成22年	100.0	10.5	6.3	4.2	0	0	—	—	—	3.5	3.5	0	86.0
	平成27年	100.0	9.3	5.9	3.4	0	0	—	—	—	3.5	3.4	0	87.3
	令和2年	100.0	7.7	4.5	3.1	0	0	—	—	—	3.5	3.5	—	88.7

資料：農林業センサス

総土地面積及び草地面積、林野面積(総土地面積及び林野面積より)

田, 畑, 樹園地面積(経営耕地の状況より)

果樹園面積(販売目的の果樹等の栽培経営対数と栽培面積より)

(3) 森林転用面積

年 次	総 数	工場・事 業場用地	住宅・ 別荘用地	ゴルフ場・ レジャー用地	農 用 地	公共用地	そ の 他
平成28年	15.83ha	2.25ha	6.22ha	0.00ha	0.04ha	0.23ha	7.09ha
令和3年	11.74ha	3.80ha	0.00ha	0.00ha	1.26ha	0.30ha	6.38ha

資料：霞ヶ浦地域森林計画 市町村別森林構成移動表

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態	総 面 積		立 木 地			人工林率 (B/A)	
	面 積(A)	比 率	計	人工林(B)	天 然 林		
総 数	502.18ha	100%	409.88ha	358.21ha	51.67ha	71.33%	
国 有 林	—	—	—	—	—	—	
公 有 林	計	125.03ha	24.89%	100.87ha	89.02ha	11.85ha	71.19%
	都道府県有林	33.75ha	6.72%	33.39ha	29.60ha	3.79ha	87.7%
	市町村有林	91.28ha	18.17%	67.48ha	59.42ha	8.06ha	65.09%
	財産区有林	—	—	—	—	—	—
私 有 林	377.15ha	75.10%	269.19ha	269.19ha	39.82ha	71.37%	

資料：霞ヶ浦地域森林計画 市町村別所有形態別森林資源表

② 民有林の齢級別面積

齢級別区分	総 数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級以上
民有林 計	502.18ha	16.87ha	12.94ha	5.59ha	6.89ha	22.95ha	502.18ha
人工林	358.21ha	13.29ha	5.36ha	4.60ha	0.20ha	5.12ha	329.64ha
天然林	51.67ha	3.58ha	7.58ha	0.99ha	6.69ha	17.83ha	15.00ha
(備考)	409.88ha + 92.30ha = 502.18ha						
	スギ 0.13% マツ 90.23% ザツ 9.64% 無立木 92.30ha						

資料：霞ヶ浦地域森林計画 市町村別樹種別・齢級別民有林資源表

③ 保有山林面積規模別林家数

年次	計	1～3 ha	3～5 ha	5～10 ha	10～20 ha	20～30 ha	30～50 ha	50～100 ha	100～500 ha	500 ha 以上
平成 22 年	92	67	15	5	1	1	1	1	1	—
平成 27 年	76	53	14	7	1	—	—	1	—	—
令和 2 年	60	42	11	5	1	—	—	1	—	—

資料：2020年農林業センサス 保有山林面積規模別林家数

④ 林道の状況

区 分	路 線 数	延 長	林道にかかる 利用区域面積	林 道 密 度
国有林林道	—	— km	— ha	— m/ha
民有林林道	—	—	—	—

(5) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総 生 産 額 (A)		878,860
内	第 1 次 産 業	16,561
	うち 林 業 (B)	6
訳	第 2 次 産 業	499,504
	うち 木材・木製品製造業(C)	0
第 3 次 産 業		362,796
(B + C) / A		0%

資料：平成30年度茨城県市町村民経済計算(茨城県企画部統計課)

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

	事 業 所 数	従 事 者 数 (人)	現 金 給 与 総 額 (万 円)
全 製 造 業 (A)	180	13,757	7,675,617
うち 木材・木製品製造業(B)	4	683	322,814
木 材 製 造 業 比 率 (B/A)	2.2 %	4.9 %	4.2 %

資料：2020年 工業統計調査(経済産業省)

(6) 林業関係の就業状況

区 分	組 合・ 事 業 者 数	従 業 員 者 数		備 考
		うち 作業員数		
森 林 組 合	—			(名称：)
生 産 森 林 組 合	—			(名称：)
素 材 生 産 業	1			
木 材 卸 売 業	6			
製 材 業	1			
森 林 管 理 署	—			
合 計	7			

資料：世界農林業センサス(2015)および霞ヶ浦地域森林計画 参考資料3(4)林業事業体等の現況

(7) 林業機械等設置状況

区 分	総 数	公有林	森林組合	会 社	個 人	その他	備 考
集 材 機							
モノケーブル							ジグザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操縦による木寄機
自 走 式 搬 器							リモコン操作による巻き上げ搬器
運 材 車							林内作業車
ホイールトラクタ							主として索引式集材用
動力枝打機							自動木登式
ト ラ ッ ク							主として運材用のトラック
グラップルクレーン							グラップル式のクレーン
フェラーバンチャ							伐倒，木揃用の自走式
スキ ッ ダ							索引式集材車両
プロセッサ，グラップル							枝払，玉切，集積用自走機
ハーベスター							伐倒，枝払，玉切，集積用自走機
フォワーダ							積載式集材車両
タワーヤーダ							タワー付き集材機

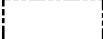



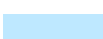
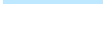

(8) 林産物の生産概況

種 類	素 材	チ ッ プ	苗 木	しいたけ		ナメコ
				生	乾	
生 産 量 生産額(百万円)	kg	m ³	千本	kg	kg	kg

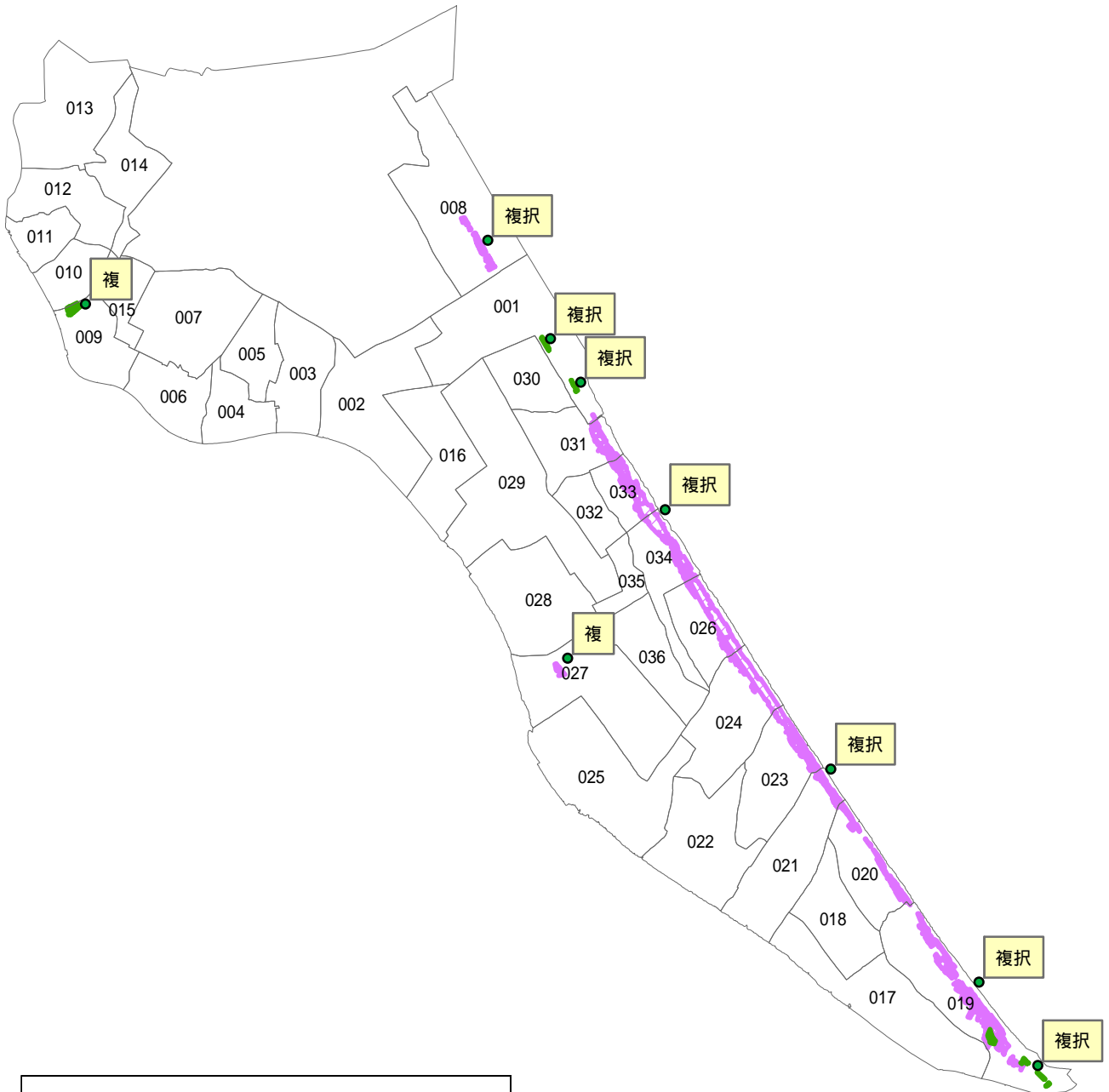
神栖市森林整備計画概要図【森林資源状況】



凡例

-  市町村界
-  林班
-  国有林
-  小班(人工林)
-  小班(その他)
-  林道(既設)
-  林道(計画)

神栖市森林整備計画概要図【公益的機能別施業森林等】



凡例	
	林班
	国有林
	公益的機能別施業森林等
	快適環境
	快適環境
	保健文化
	保健文化
施業方法	
	通常 通常
	複択 複層林(択伐)
	複 複層林(択伐除く)
	複択 複層林(択伐)
	複 複層林(択伐除く)